

## 令和8年度 ペロブスカイト太陽電池導入可能性調査・ 導入計画策定業務に係る企画提案公募要領

大阪府では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、万博で披露されたペロブスカイト太陽電池を普及拡大していくこととしており、府有施設への導入を促進するため、「ペロブスカイト太陽電池導入可能性調査・導入計画策定業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

### 1 業務名

ペロブスカイト太陽電池導入可能性調査・導入計画策定業務

#### (1) 業務の趣旨・目的

2050年CN達成には万博で披露された最先端技術の社会実装が必要である。特に柔軟・軽量な特性のペロブスカイト太陽電池は、既存のシリコン型太陽電池では適地が少ない都市部での再エネ導入拡大に資する技術と期待され、府内の複数メーカーが開発・実証を進めている。しかし、現状では設置工法が十分には確立していない。

そこで、今回の調査では、従来型の太陽光パネルの設置が困難であった場所への設置も検討しながら、府有施設でのペロブスカイト設置可能性調査を行い、その結果を基に導入計画を策定し、府有施設への設置促進を行う。

なお、本業務における施設ごとの詳細調査のうち、一部施設については国の補助金の活用を予定している。

このため、当該補助対象業務については、国の補助金の交付決定後に別途契約を締結し実施する予定である。

#### (2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり

#### (3) 委託上限額

33,000,000円（税込）

※本業務を実施するすべての経費を含む。

※本上限額は、国の補助対象とする業務を除いた内容に基づき設定しており、補助対象業務については別途契約により追加する予定である。

## 2 スケジュール

令和8年6月1日（月）	公募開始
令和8年6月9日（火）	説明会開催
令和8年6月19日（金）	質問受付締切
令和8年7月3日（金）	提案書類提出締切
令和8年7月上旬頃	選定委員会
令和8年7月中旬頃	契約締結・業務開始
令和9年3月17日（水）	業務終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著し

- く不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者であること。
  - (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
  - (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
  - (6) これまでに、ペロブスカイト設置に関する調査を実施した実績を有すること。
  - (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
  - (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
    - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
    - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
  - (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

令和8年6月1日（月）から令和8年7月3日（金）まで

###### イ 配布方法

脱炭素・エネルギー政策課ホームページ

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chiikyukankyo/jigyotoppage/r8\\_pscproposal.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chiikyukankyo/jigyotoppage/r8_pscproposal.html) からダウンロードできます。

（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。）

###### ウ 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年7月3日（金）まで

###### エ 提出方法

書類は郵送（当日消印有効）及び電子メール([eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp))にて提出をお願いします。電子メール送信後、必ず電話にて当課(06-6210-9549)あて受信の確認をお願いします。（電話は平日午前10時から午後5時まで）

<送付先>

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階  
大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課  
戦略企画グループあて

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本4部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本4部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本4部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本4部）

過去に実施した類似の調査を行った実績に関し、本業務へ活用できる関連性を記載してください。

また、記載した実績が分かる資料（契約書の写し、業務概要資料等）を提出してください。

さらに、業務実施者が過去に類似する業務の経験を有している場合は、それが分かる資料（業務経歴等）を提出してください。（様式自由：正本1部、副本4部）

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

④ 使用印鑑届（様式8：1部）

※添付書類キ、ク、ケ、コ、シについては全構成員分提出してください。

※サについては該当する構成員分を提出してください。

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること）

ク ① 法人登記簿謄本（1部）

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代え

ます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

サ 「温室効果ガスの削減目標の設定」（様式 10：１部）

以下に該当する場合はその証明となるものを提出してください。

①-1 SBT 認定を取得している場合

・提案書類の提出締切日の時点で、SBT の公式ホームページに取得企業として掲載されているページの両面コピー

※取得直後で公式ホームページに情報が掲載されていない場合に限り、「APPROVAL LETTER（SBT 認定通知）」の両面コピーでも可

・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

①-2 RE100 を取得している場合

・提案書類の提出締切日の時点で、RE100 の公式ホームページ等（英語の RE100 のページまたは日本語の JCLP のページ）に取得企業として掲載されているページの画面コピー

・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

①-3 RE Action を取得している場合

・提案書類の提出締切日の時点で、RE Action の公式ホームページに取得企業として掲載されているページの画面コピー

・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

② 気候変動対策の推進に関する条例に基づく計画書を届出している場合

・令和 8 年 6 月 12 日（提案書類の提出締切日の 21 日前）までに提出された、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書または変更届の「表紙」のコピー

・応募者名と届出者名が一致しない場合（グループで届出している場合は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

シ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）

①常用労働者数が 40.0 人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し

・令和 7 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要だが、到達を確認できる書類を併せて提出すること。）

②常用労働者数が 40.0 人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式 11：1 部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本 1 セットずつ綴って提出してください。また、応募書類アからエまでは正本と副本を PDF 化したものを電子メールでもお送りください。

エ 提出する副本は、提案者が特定できる内容、担当者名簿の個人情報が記載されている当該箇所を黒塗りすること。

オ 表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例> 「ペロブスカイト導入可能性調査・導入計画策定業務」提案書  
株式会社〇〇（法人名）

カ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

(1) 開催日時

令和 8 年 6 月 9 日（火） 午後 2 時から午後 3 時まで

(2) 開催場所

オンライン開催（お申込みいただいた方に URL を送付します）

(3) 申込方法

電子メール（[eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、申込みください。

※件名に「【説明会申込み：ペロブスカイト導入可能性調査・導入計画策定業務】」と明記してください。

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

(4) 説明会への申込期限

令和 8 年 6 月 8 日（月） 午後 5 時まで

## 6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和 8 年 6 月 19 日（金） 午後 5 時まで

## (2) 提出方法

「質問票（様式 12）」（別様式でも可）にご記入の上、

電子メール（[eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。

※電子メールの件名は、「【質問：ペロブスカイト導入可能性調査・導入計画策定業務】」として  
ください。

※口頭、電話による質問の受付は行いません。

※電子メール送信後、必ず電話にて当課（06-6210-9549）あて受信の確認をお願いします。

（電話は平日午前 10 時から午後 5 時まで）

※ 質問への回答は脱炭素・エネルギー政策課ホームページ

（[https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chikyukankyo/jigyotoppage/r8\\_pscproposal.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chikyukankyo/jigyotoppage/r8_pscproposal.html)）に

掲示し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の使用は可能。

（パソコン及び必要機材は府が準備、設定等は応募者が実施）

※発表内容には、提案者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないこと。

※発表用のデータについては、令和 8 年 7 月 3 日（金）までに電子メール（[eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で提出すること。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
【1】業務内容に関する提案について	(1) 調査候補施設の整理、調査対象施設の選定	
	ア. 100 施設程度を選定するにあたっての判断基準が妥当であるか。	10 点
	イ. 100 施設程度から調査対象施設(30 施設)を選定するにあたっての判断基準が妥当であるか。	10 点
	(2) 選定施設での現地調査・施設条件調査	
	・調査方法や調査業務を確実に履行するための工夫・配慮について、これまでの調査実績や知見を踏まえた具体的な提案となっているか。	20 点
	(3) 調査対象施設での設置手法の検討及び基本設計	
	・検討・基本設計の方法やこれらの業務を確実に履行するための工夫・配慮について、これまでの調査実績や知見を踏まえた具体的な提案となっているか。	20 点
	(4) 導入計画の策定	
	効率的かつ効果的な導入計画となるよう、適切な観点で優先順位がつけられる手法が提案されているか。	15 点
(5) 運営体制・スケジュール管理		
	業務を実施するうえで十分な実施体制(人員、スケジュール等)が提案されているか。	10 点
【2】温室効果ガスの削減目標の設定	<p>・温室効果ガス削減目標を設定し、SBT 認定、RE100、RE Action のいずれかの取得や、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書を届出しているかどうか。            (SBT 認定、RE100、RE Action の取得：2 点、条例対策計画書の届出：1 点)            ※重複評価は行わない。            ※共同企業体の場合は、構成員のいずれかが取得又は届出している場合に評価することとし、複数の構成員が取得等している場合は、より高い評価を受ける 1 者のみを評価対象とする。            &lt;対策計画書届出者について&gt;            大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき策定している気候変動対策指針で示している温室効果ガスの削減目標設定の目安（1 年あたり 1.5%）以上の目標を設定した対策計画書を届出していること。</p>	2 点
【3】障がい者雇用	常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。	3 点
【4】価格点	価格点の算定式 $\text{満点 (10 点)} \times \text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格}$	10 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から以下の項目を脱炭素・エネルギー政策課ホームページ ([https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chi\\_kyukankyo/jigyotoppage/r8\\_pscproposal.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chi_kyukankyo/jigyotoppage/r8_pscproposal.html)) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 \* 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

#### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国

を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
  - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
  - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。